

事務連絡
令和3年1月14日

各関係団体の長 殿



三重労働局雇用環境・均等室長

「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置」に係る周知用資料の送付について（協力依頼）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、厚生労働行政の運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置」（参考1）について、令和2年12月28日に「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件」（令和2年厚生労働省告示第402号。）が告示、適用され、期間が令和4年1月31日まで延長となりました。

つきましては、当該措置について、妊娠中の女性及び妊娠中の女性を雇用している事業主に向けて広く周知いたしたく、今般、周知用のリーフレットを作成いたしましたので、周知方ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、事業主の方を対象として、「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」（参考2）が創設されており、休暇の対象期間が延長されております。当該助成金につきましても併せて周知にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、送付資料のリーフレットにつきましては、当局ホームページ（参考3）に掲載しておりますので、ご活用いただければ幸いです。

（添付資料）

- ・リーフレット「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置について」
- ・リーフレット「休暇取得支援助成金をご活用ください」

（裏面へ続く）

(参考1)

「職場における妊娠中の女性労働者等への配慮について～新型コロナウイルス感染症対策～」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html

(参考2)

事業主が令和3年3月末までに有給の休暇制度を整備することが要件となっております

「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金をご活用ください」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html

(参考3)

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置について

https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/hourei_seido/boken01.html

三重労働局雇用環境・均等室

〒514-8524 津市島崎町327番地2 津第二地方合同庁舎

電話：059-226-2318 (担当：杉山、笹本)